

国指定鳥獣保護区特別保護地区の 変更等について

令和2年11月11日(水)
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 存続期間の更新は可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
特別保護 指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区 において、区 域ごとに対象 期間を指定

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 20箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

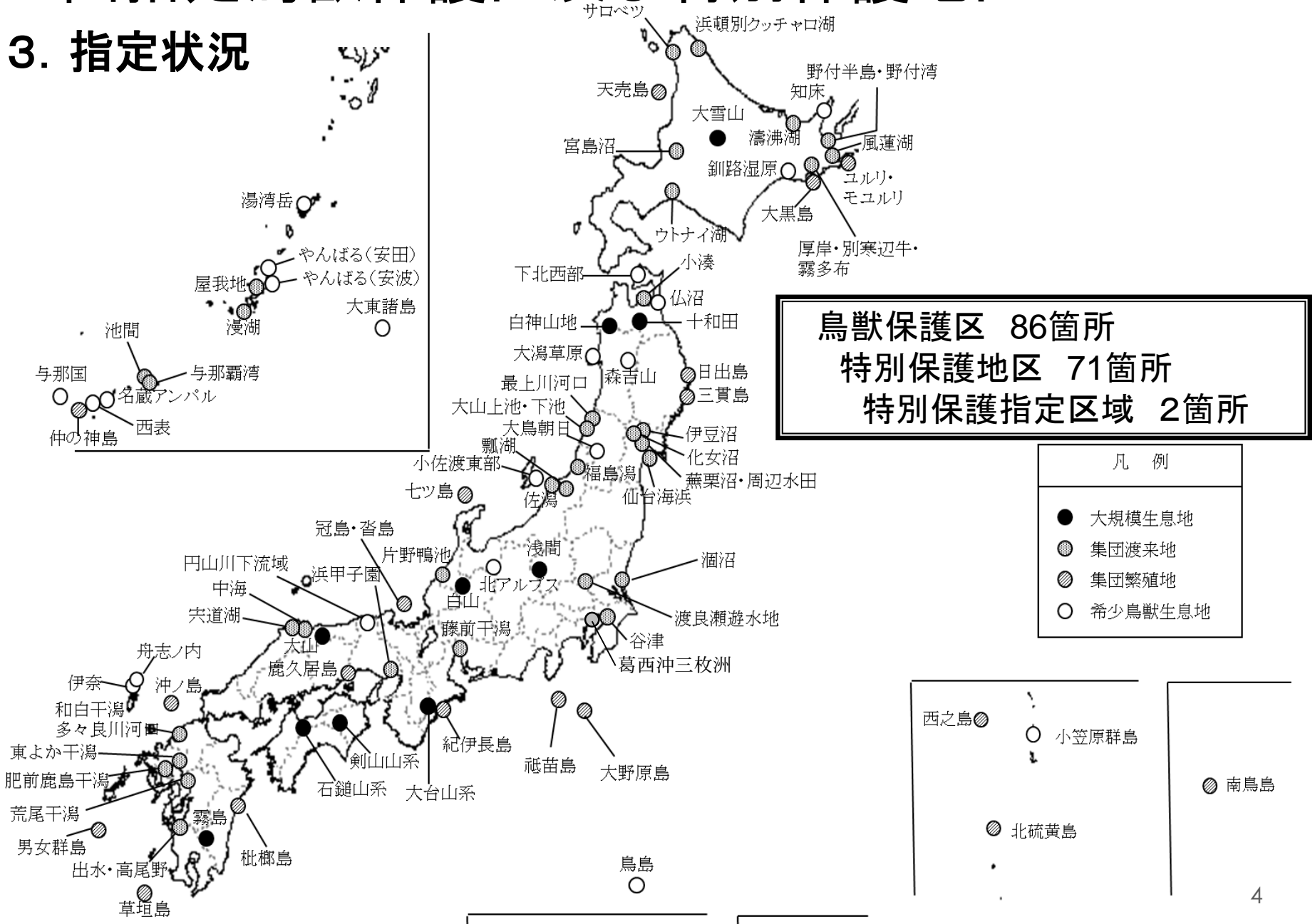
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

3. 指定状況



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

4. 特別保護地区指定までの主な手順

自治体、利害関係人等との調整



指定案 公告縦覧



パブリックコメント



公聴会



中央環境審議会



官報告示

● 今回の諮問対象案件

鳥獣保護区

- ・既指定保護区の変更(拡張)
1件

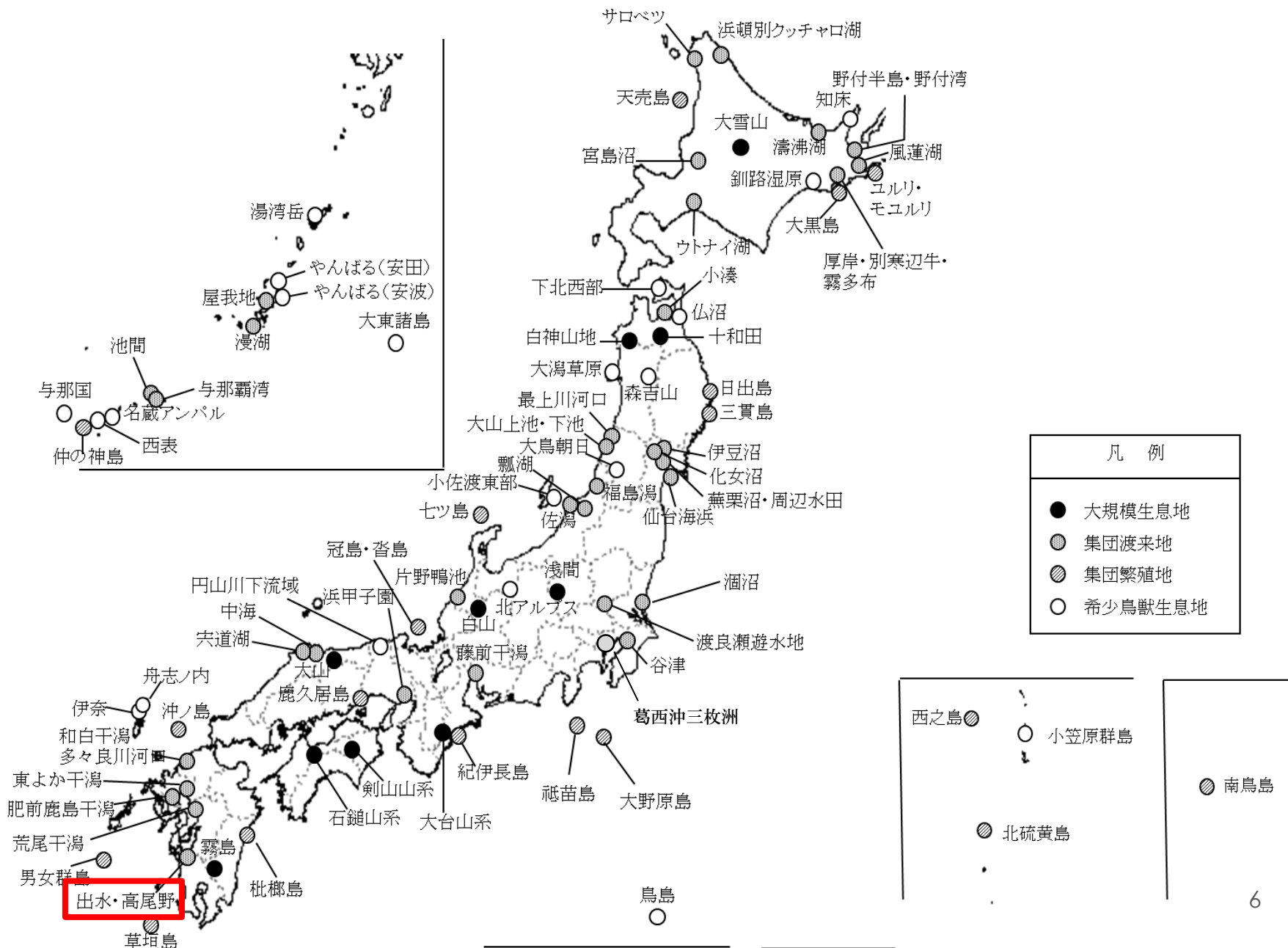
(法第28条第2項)

特別保護地区

- ・既指定特別保護地区の変更
(拡張)1件

(法第29条第1項)

今回諮問する鳥獣保護区及び特別保護地区



今回諮問する保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積 (ha)
出水・高尾野鳥獣保護区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	鹿児島県出水市	H29.11.1 10年間	842 →867
出水・高尾野特別保護地区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	鹿児島県出水市	H29.11.1 10年間	53 →453

指定後の鳥獣保護区の指定状況

・箇所数 86箇所

特別保護地区

71箇所

特別保護指定区域

2箇所

・面積

鳥獣保護区

592,969ha

→ 592,994ha

(△25ha)

特別保護地区

163,818ha

→ 164,275ha

(△453ha)

特別保護指定区域

1,159ha

→

1,159ha

出水・高尾野鳥獣保護区及び 同出水・高尾野特別保護地区の概要

● 位置

鹿児島県出水市

● 指定区分

集団渡来地

● 面積

鳥獣保護区

867ha(25ha拡張)

特別保護地区

453ha(400ha拡張)

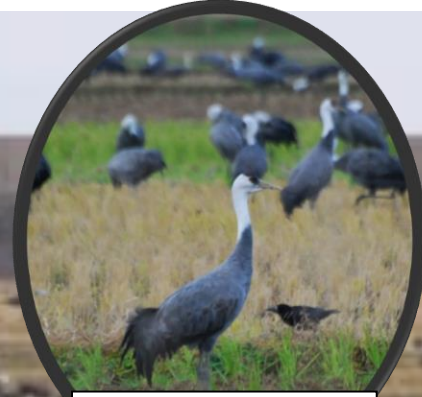
● 存続期間

平成29年11月1日

から10年間

● 他法令による規制区域等

・ラムサール条約登録予定



ナベヅル



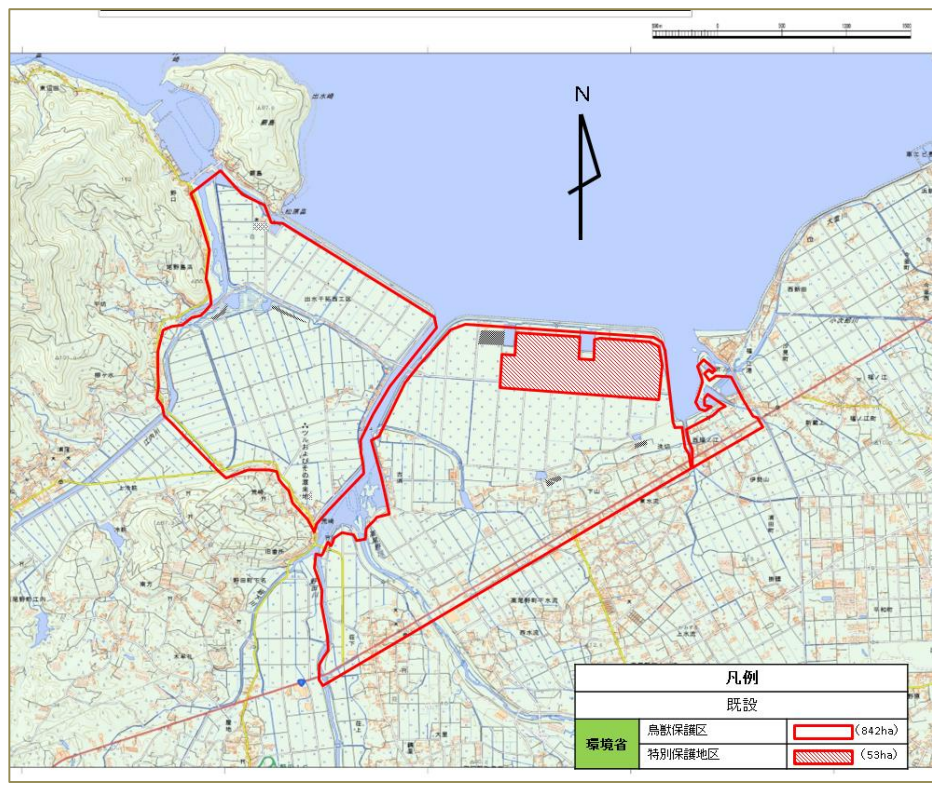
マナヅル

出水・高尾野鳥獣保護区及び 同保護区出水・高尾野特別保護地区について

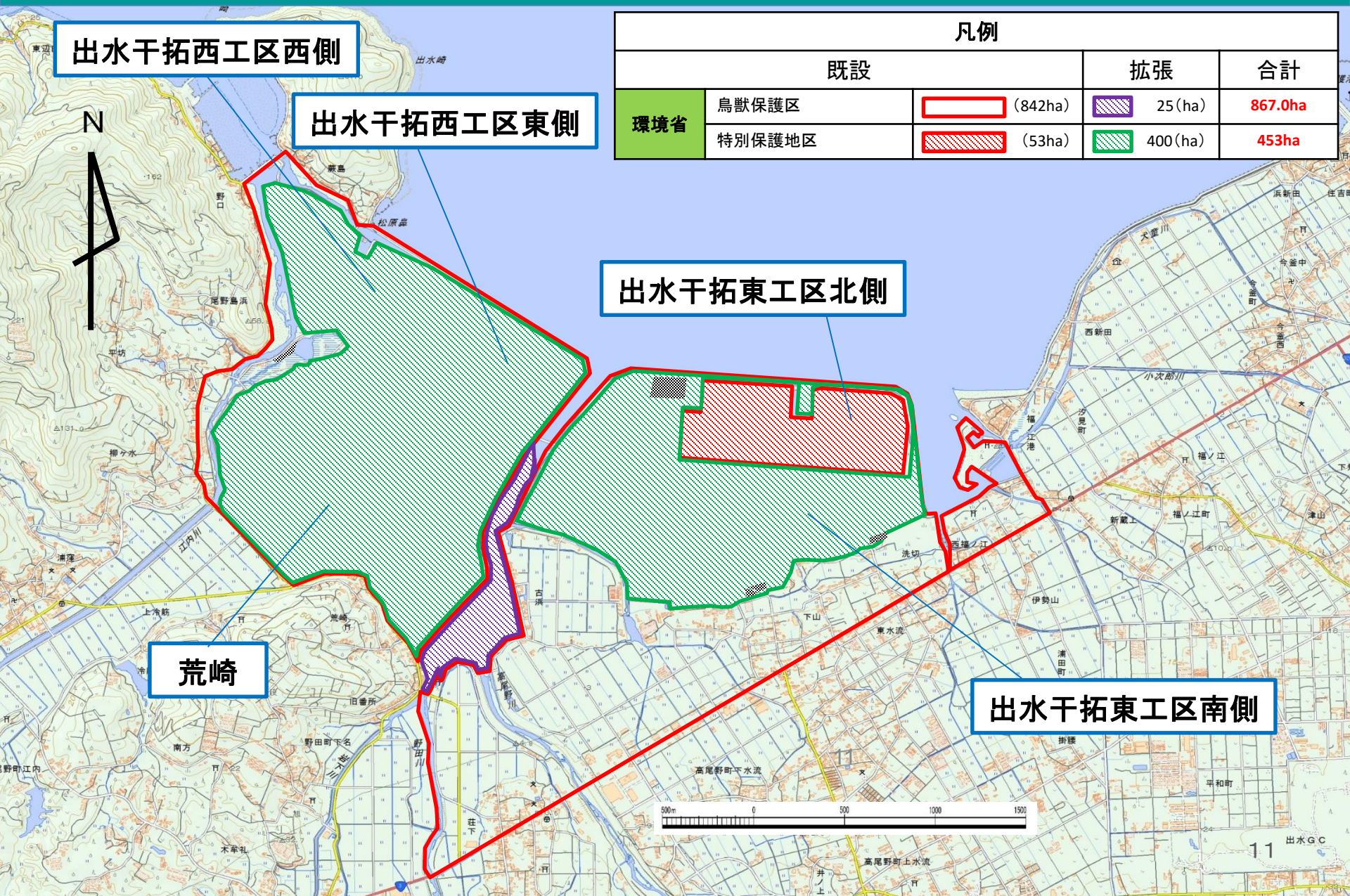
【現在の指定状況】

鳥獣保護区：842ha

特別保護地区：53ha



出水・高尾野鳥獣保護区及び 同出水・高尾野特別保護地区の変更の概要



出水干拓西工区西側

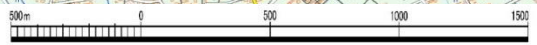
出水干拓西工区東側

出水干拓東工区北側

荒崎

出水干拓東工区南側

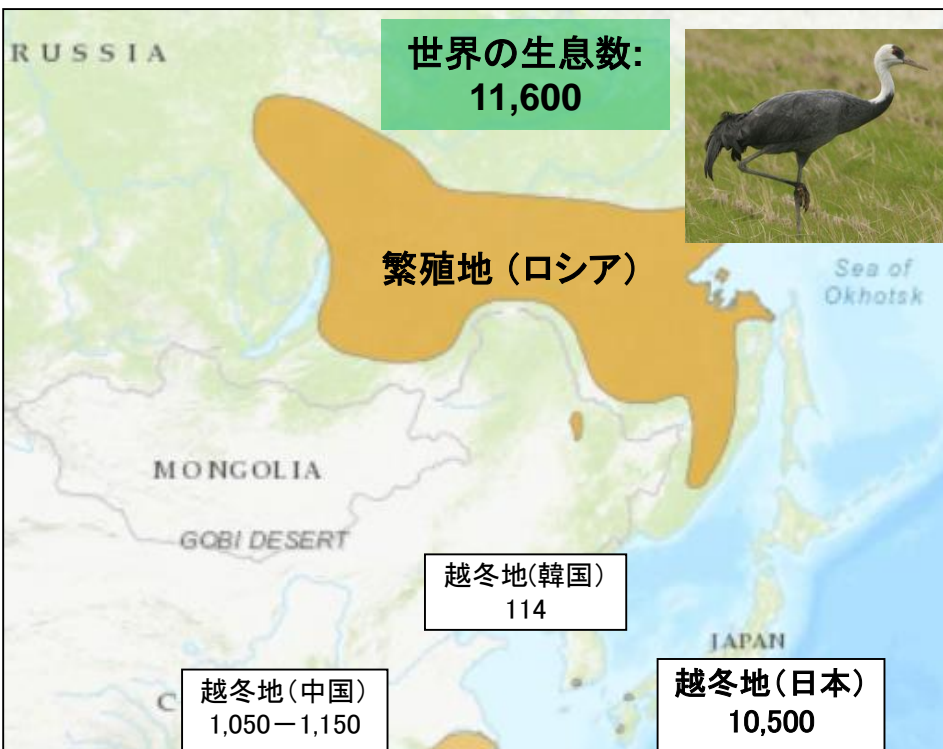
凡例				
		既設	拡張	合計
環境省	鳥獣保護区	(842ha)	25(ha)	867.0ha
	特別保護地区	(53ha)	400(ha)	453ha



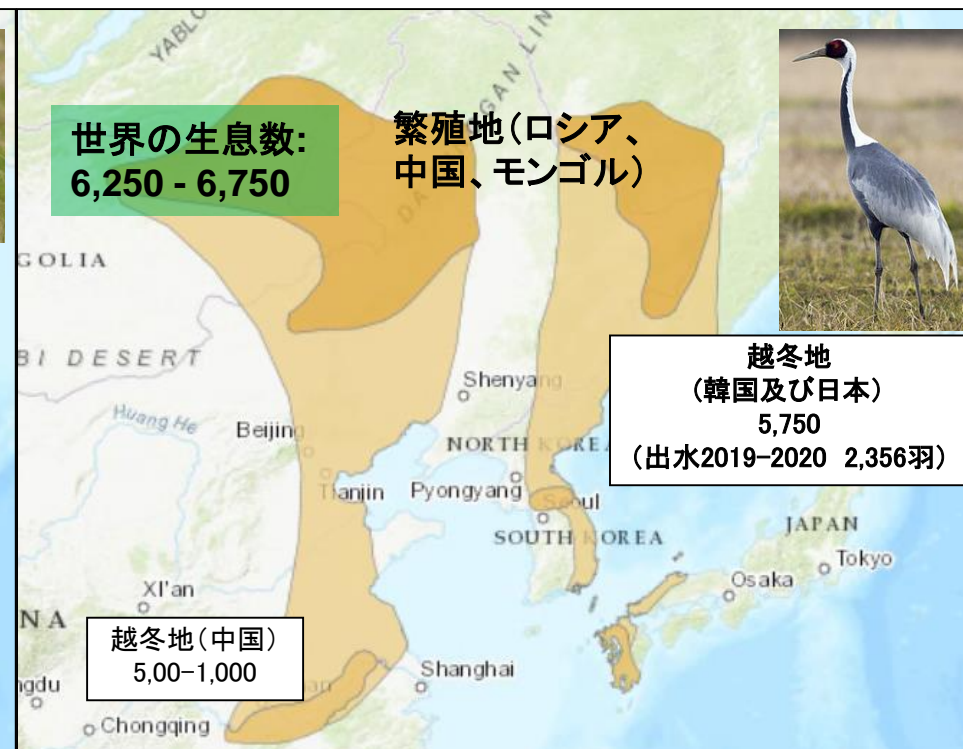
ナベヅル、マナヅルについて

- ・「ナベヅル」及び「マナヅル」: 絶滅危惧Ⅱ類
- ・世界の約90%の「ナベヅル」、50%の「マナヅル」が出水で越冬

ナベヅル

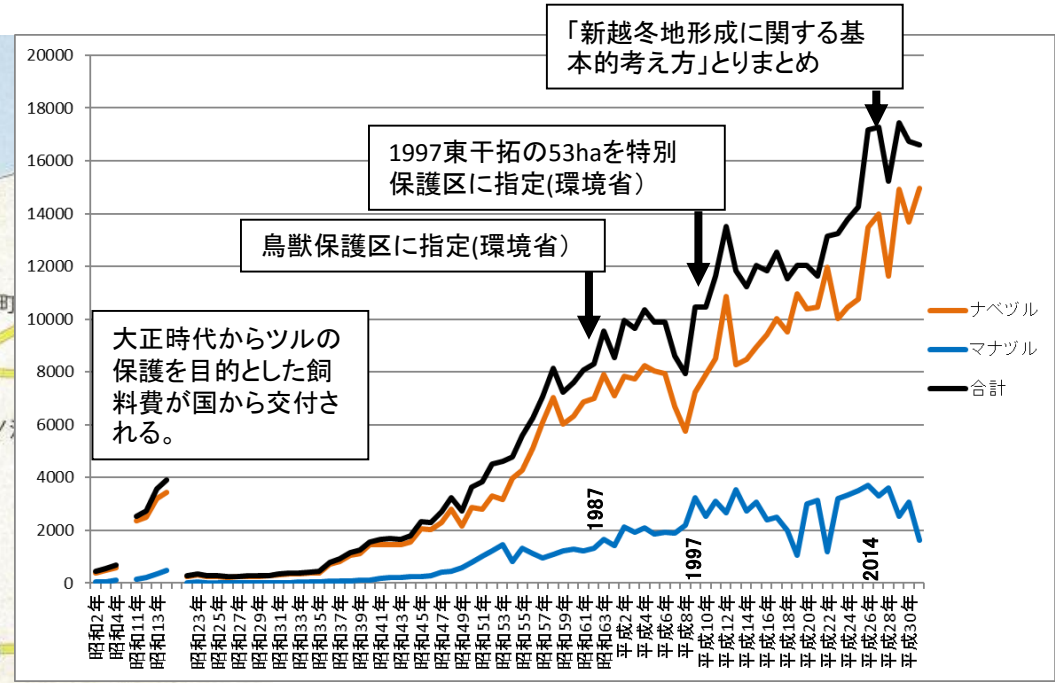


マナヅル



保護区をとりまくこれまでの経緯

- 昭和62年 出水・高尾野鳥獣保護区に指定
- 平成9年 出水・高尾野鳥獣保護区内の53haを特別保護地区に指定
(借上げ、ねぐら整備、給餌等実施)
- 平成13年 環境省、農水省、文化庁合同で分散化の検討を開始
- 平成26年 「ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等に関する基本的考え方」公表
- 平成28年 WG、科学委員会等を開催し給餌制限等を検討
- 平成30年 鳥類の専門家など有識者からなる検討会で、分散化等を議論



ナベヅル及びマナヅルの飛来数
(出水市データより加工)

共生に向けた取組

【目標】

出水においては分散化を進めるとともに、できる限り給餌に頼らずに生息できる良好な越冬環境を形成・維持する。

【令和元年度以降の取組】

分散化を図る手法の一つとして期待される給餌調整について、地域の合意を得て実施する。また、ラムサール条約湿地への登録に向けて関係機関が連携した実施。

- 出水ツル保護管理連絡会設置
- 鹿児島県ツル保護会総会で給餌調整の試行を決定(令和2年度から実施)
- 出水市ラムサール条約登録推進協議会設置

【今後の検討事項】

- ツルと人との共生のためのあり方及び取組の検討
- 給餌調整に関するモニタリングと評価手法の検討
- 越冬候補地との連携と取組

【体制構築】

地元自治体、地域住民、有識者、越冬候補地等での総合的な取組体制を構築

1 ツルと共生した新たな地域づくり

(実施主体:九州地方環境事務所、出水市)

【ツルフェスタ 平成28～令和元年】

- ・「観光と環境保全の両立」「地域住民と来訪者との共生」「鳥インフルエンザの蔓延防止」を目的に平成28年度から社会実験(ツルフェスタ)として取組を開始。
- ・取組内容は、保護区を中心としたエリアの一般の利用者の入域を制限し、ガイドバス(ツルガイド博士によるガイド付き)を利用して立ち入る。
- ・取組期間は、1月～2月の土日4日間程度

【ツル越冬地利用調整事業 令和2年～】

- ・令和2年度から、出水市では環境省の支援を受けて「ツルフェスタ」を発展させ「ツル越冬地利用調整事業」として新たな取組を開始。
- ・利用調整は「ツル類の適正な保護管理及びツルと共生した新たな地域づくりを推進することを目的に、不特定多数の入域をコントロールする利用調整を試行的に実施する。」と位置付け、1～2月に16日間連続で実施。
- ・本事業(利用調整)は、今年度は試行として実施するが、出水市では令和4年度を目処に条例化を目指している。

【ラムサール条約湿地登録】

ラムサール条約湿地への登録を目指し、ツルの保全と地域づくりを進める。

2 ツルの給餌調整

【目的】

出水以外の国内複数箇所にも長期安定的な越冬地を形成するとともに、出水においてもできる限り給餌に頼らず生息できる良好な越冬環境を形成・維持するという目標に向け、今年度より、新たな越冬地への分散を促すための「適正な給餌調整」を実施する。

【基本的考え方】

- 東干拓(既設の特別保護地区)における給餌の総量を、農業被害の拡大が懸念されない範囲の量として、ツル類の行動や被害状況を監視しつつ、毎年1割程度減を目標に5年間程度試行する。
- 何らかの問題が生じた場合には関係機関で相互に情報共有を図り柔軟に見直しをしながら進める。
- 給餌調整にあたっては、文化庁事業として実施される荒崎における給餌と環境省により実施される東干拓における給餌を総合的に調整する必要があることから、「出水ツル保護管理連絡会」等の場を活用し、行政間でその計画及び実施状況について情報共有を図りながら進める。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：令和2年8月26日(水)
- 場 所：出水市役所
- 公述人：5名
(本人出席3名、代理出席1名、欠席1名)
- 意 見：賛成5名



主な意見

- 特別保護地区内で農業上の利用に関する申請があった場合、利用に支障をきたすことがないように、速やかな対応をお願いしたい。
- 農業被害の対策の確実な実施をお願いしたい。
- 給餌量の調整・削減は農業被害をモニタリングしつつ、引き続き地元の状況に配慮しながら進めて頂きたい。

意見の対応

- 許可に当たっては審査基準が定められており、基準に照らし合わせるとともに現地の実情を汲みながら判断する。
- 有害鳥獣捕獲は、申請があれば保護区内であっても許可する。また、ツル類による農業被害対策については、被害防止資材の提供、ツルにより壊された畦の改修工事を行っており、引き続き実施する予定。
- 給餌量の調整・削減は、ツル類の行動変化・農業被害を把握し、地域の状況を十分配慮しながら取り組む。

公告縦覧・パブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 公告期間：令和2年9月28日～10月9日(14日間)
- 縦覧場所：環境省野生生物課及び九州地方環境事務所
- 意見：0件

パブリックコメント

- 期間：令和2年9月28日～10月30日(30日間)
- 掲載場所：環境省ホームページ
- 意見：1件